

議案第82号

磐田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

磐田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和5年9月8日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(磐田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第26条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

(磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年磐田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年磐田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第16条中「第44条」を「第26条の8」に改める。

(磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年磐田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第16条中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第26条において同じ。）、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第26条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。第26条において同じ。）、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第26条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。</p> <p>2・3 略</p>

磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエ</u></p>

現行	改正案
<p>等緊急事態派遣手当を含む。次項において同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 略</p>	<p>ンザ等対策派遣手当を含む。次項において同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 略</p>

磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第16条において同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第16条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。第16条において同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第16条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第16条において同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第16条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。第16条において同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第16条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p>